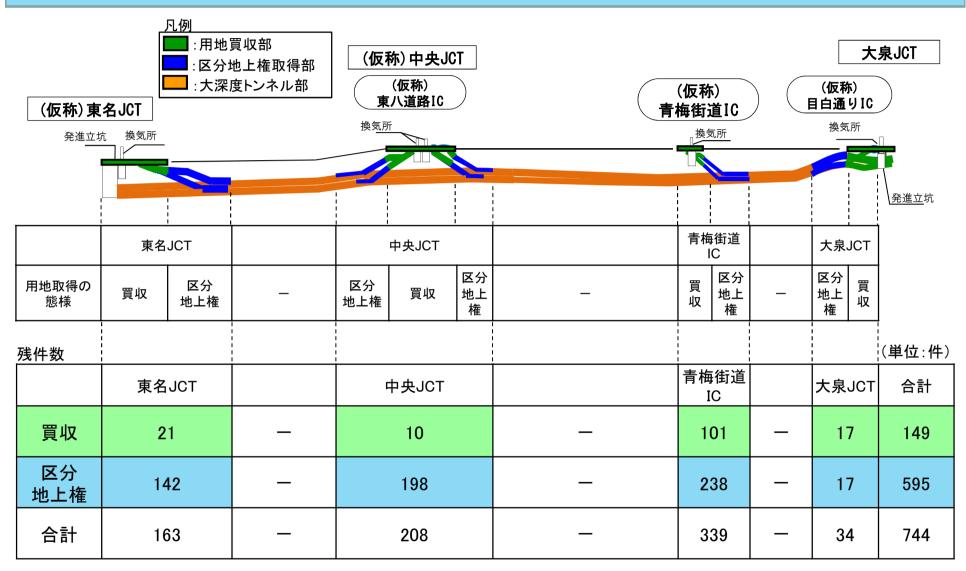


- ※用地取得は、国、東京都、NEXCO東日本、NEXCO中日本が分担して実施
- ※用地買収部については平成26年度より土地収用法に基づく収用手続きを活用中
- (事業者からの裁決申請・明渡裁決申立後は東京都収用委員会において手続きを実施)



※残件数については、今後の測量等により変動がありえます

- ・大泉JCT部の買収部は、平成28年度半ばの用地取得及び埋蔵文化財調査の完了が必要
- ・東名JCT部の買収部は、平成29年度半ばの用地取得及び埋蔵文化財調査の完了が必要
- ・大泉JCT部及び東名JCT部の区分地上権部は平成29年度半ばの用地取得の完了が必要